



# 栃木県公報

令和2（2020）年  
4月13日（月）  
号 外  
第 35 号

## 目 次

### 訓 令

- 栃木県職員服務規程の一部改正..... 1  
教育委員会
- 職員の勤務時間に関する規程の一部改正..... 2  
企業局
- 栃木県企業局企業職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部改正..... 3

## 訓 令

### 栃木県訓令第八号

本 庁  
出先機関

栃木県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
令和二年四月十三日

栃木県知事 福田 富 一

#### 栃木県職員服務規程の一部を改正する訓令

栃木県職員服務規程（昭和三十九年栃木県訓令第五号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前									
<b>附 則</b>				<b>附 則</b>									
1	略	2	別表の規定の適用については、前分の間、同表 中「午前8時から午後4時45分まで又は午前9時 から午後5時45分」 <u>を</u> 「午前7時から 午後3時45分まで、午前7時30分から午後4時15 分まで、午前8時から午後4時45分まで、午前9 時から午後5時45分まで、午前9時30分から午後 6時15分まで又は午前10時から午後6時45分」 <u>と</u> 「午後0時から午後1時まで」 <u>を</u> 「午後0時10分から午後1時10分まで」 <u>と</u> せ、「1時間とし、その時限は、業務の実情に応じ 所属長が定める。」 <u>と</u> す。	1	略	2	別表の規定の適用については、前分の間、同表 中「午前8時から午後4時45分まで又は午前9時 から午後5時45分」 <u>を</u> 「午前7時から 午後3時45分まで、午前7時30分から午後4時15 分まで、午前8時から午後4時45分まで、午前9 時から午後5時45分まで、午前9時30分から午後 6時15分まで又は午前10時から午後6時45分」 <u>と</u> <u>す</u> 。						
3	略	3	略	3	略	3	略						
別表（第11条関係）				別表（第11条関係）									
所 属	職 員	1 週 間の 勤 務 時 間	週 休 日	勤務時間等			所 属	職 員	1 週 間の 勤 務 時 間	週 休 日	勤務時間等		
				区	勤務	休憩時間					区	勤務	休憩時間

					分	時間						分	時間
略							略						
フレック スタ イ ム 制 勤 務 職 員	略	略	略	略	略	午後0時 から午後1 時まで	フレック スタ イ ム 制 勤 務 職 員	略	略	略	略	略	午後0時 から午後1 時まで。 <u>た だ し、 県 税 事 務 所 に 勤 務 す る 職 員 で 所 内 収 納 の 業 務 に 従 事 す る も の 及 び 農 業 大 学 校 に 勤 務 す る 職 員 に あ つ て は、 1 時 間 と し、 そ の 時 限 は、 業 務 の 実 情 に 応 じ 所 属 長 が 定 め る こ と が で き る。</u>
略							略						
注 略							注 略						

附 則

1の訓令は、公布の日から施行する。

(人事課)

教育委員会

栃木県教育委員会訓令第三号

事 務 局  
学校以外の教育機関

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年四月十三日

栃木県教育委員会教育長 荒 川 政 利

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

職員の勤務時間に関する規程（昭和三十二年栃木県教育委員会訓令第四百六十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
1 附 則	略	1 附 則	略

2 図書館の業務の調整及びそのための知事の監理に際し、「午前8時から午後4時45分まで又は午前9時から午後5時45分」と定めることとし、「午前7時から午後3時45分まで、午前7時30分から午後4時15分まで、午前8時から午後4時45分まで、午前9時から午後5時45分まで、午前9時30分から午後6時15分まで又は午前10時から午後6時45分」と「午後0時から午後1時まで」と定めることとし、「1時間とし、その時限は、業務の実情に応じ所属長が定める。」と定める。

2 図書館の業務の調整及びそのための知事の監理に際し、「午前8時から午後4時45分まで又は午前9時から午後5時45分」と定めることとし、「午前7時から午後3時45分まで、午前7時30分から午後4時15分まで、午前8時から午後4時45分まで、午前9時から午後5時45分まで、午前9時30分から午後6時15分まで又は午前10時から午後6時45分」と「午後0時から午後1時まで」と定めることとし、「1時間とし、その時限は、業務の実情に応じ所属長が定める。」と定める。

別表(第2条関係)

職員	1週間の勤務時間	週休日	勤務時間等		
			区分	勤務時間	休憩時間
略					
職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第3条第3項の規定により勤務時間を割り振られる職員(以下「フレックスタイム制勤務職員」という)。	略	略	略	略	午後0時から午後1時まで
略					

注 略

別表(第2条関係)

職員	1週間の勤務時間	週休日	勤務時間等		
			区分	勤務時間	休憩時間
略					
職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第3条第3項の規定により勤務時間を割り振られる職員(以下「フレックスタイム制勤務職員」という)。	略	略	略	略	午後0時から午後1時まで。 <u>ただし、文書館に勤務する職員にあっては、1時間とし、その時限は、業務の実情に応じ所属長が定めることができる。</u>
略					

注 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(総務課)

企 業 局

栃木県企業局企業職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和二年四月十三日

栃木県知事 福田 富一

栃木県企業局企業職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する管理規程

栃木県企業局企業職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程(昭和三十二年栃木県電気事業管理規程第三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><b>附 則</b></p> <p>1 略</p> <p>2 第二条第五項第一号ただし書及び第四条第一項第一号の規定の適用については、当分の間、<u>第二条第五項第一号ただし書中「午前八時から午後四時四十五分まで又は午前九時から午後五時四十五分」とあるのは、「午前七時から午後三時四十五分まで、午前七時二十分から午後四時十五分まで、午前八時から午後四時四十五分まで、午前九時から午後五時四十五分まで、午前九時三十分から午後六時十五分まで又は午前十時から午後六時四十五分」と、</u>第四条第一項第一号中「<u>午後零時から午後一時まで</u>」<u>とあるのは「一時間とし、その時限は、業務の実情に応じ管理者の権限を行う知事が定める」と、</u>同号ただし書中「<u>午後零時十五分から午後一時までとする</u>」<u>とあるのは「四十五分間とし、その時限は業務の実情に応じ定めることとする」とする。</u></p>	<p><b>附 則</b></p> <p>1 略</p> <p>2 第二条第五項第一号ただし書<u>の規定の適用については、当分の間、同号</u><u>ただし書</u>中「午前八時から午後四時四十五分まで又は午前九時から午後五時四十五分まで、午前七時から午後三時四十五分まで、午前七時三十分から午後四時十五分まで、午前八時から午後四時四十五分まで、午前九時から午後五時四十五分まで、午前九時三十分から午後六時十五分まで又は午前十時から午後六時四十五分」とする。</p>

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。

(経営企画課)